

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年7月17日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和7年8月5日から同月25日まで縦覧に供する。

令和7年7月29日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）高橋地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）高松寺北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）上所下2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）上所下3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）田井上西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）萩の池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （農道事業）半田1号地区	〃